

取扱区分：「公開」

令和 8 年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和 8年9月10日 (木) 10時00分

於：周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

令和 8 年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年9月10日（木） 午前10時02分 ～午前10時55分

2 場 所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 14人

1 番 林 俊 一

2 番 梅 田 照 正

4 番 六郎万 直 美

5 番 林 正 彦

8 番 市 川 進

9 番 佐 伯 信 治

10番 山 下 敏 彦

11番 河 口 清 臣

12番 兼 重 智

13番 秋 貞 啓 子

15番 歳 光 時 正

17番 瀧 山 美智子

18番 藤 原 典 子

19番 有 馬 俊 雅

（2）欠席委員 5人

3 番 高 橋 恵

6 番 廣 林 政 憲

7 番 野 村 邦 幸

14番 藤 井 孝

16番 佐 伯 伴 章

（3）事務局職員 4人

局 長 藤 井 良 明

次 長 原 田 賢 二

次長補佐 神 本 和 典

書 記 東 影 淑 子

（4）関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課 長 菅 田 浩 司

産業振興部農業振興課 主 査 青 木 晴 佳

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第44号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による 地域計画の変更に係る意見聴取について	15件
議案第45号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項 の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る 意見聴取について	13件
議案第46号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第47号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第48号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画 の変更承認申請について	3件
議案第50号	周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に 関する指針」の変更について	1件

第3 報告事項

報告第82号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の 届出について	10件
報告第83号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届 出について	1件
報告第84号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29 条の規定による農地の転用の制限の例外としての届 出について	1件
報告第85号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転 用のための権利移動の届出について	7件
報告第86号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53 条の規定による農地等の転用のための権利移動の制 限の例外としての届出について	1件
報告第87号	開墾等により新たに農地とする土地について	1件
報告第88号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農 地であることの報告について	16件
報告第89号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農 地判断の結果について	2件
報告第90号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業 経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第91号	現況が農地でないことの証明等について	4件
報告第92号	土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加 する資格に係る承認等について	11件

藤井事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中14人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、3番・高橋恵委員、6番・廣林政憲委員、7番・野村邦幸委員、14番・藤井孝委員及び16番・佐伯伴章委員の5人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案第45号別紙及び報告第92号別紙の差替分を配布しておりますので、お取り替えをお願いします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和8年第10回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

5番・林正彦委員及び8番・市川進委員にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第44号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

1 ページの議案第44号は、周南市長より須金及び三丘地域を除く15地域の地域計画の変更に係る意見を求められたものです。

農業振興課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田でございます。

それでは、議案第44号について、説明させていただきます。

本件は、地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、農業委員会からご意見をお伺いするものでございます。

本件は、周南市地域計画のうち、須金地域と三丘地域を除いた地域の計画を変更するものでございます。

「別紙その2」地域計画の変更の概要をご覧ください。

このたびの変更は、1年から2年分の利用権や所有権の異動なども反映させており、対象となる地域や件数が多いことから、この変更の概要に基づいてご説明させていただきます。

このたびの変更内容は、「1 変更農地の筆数」の表に記載しておりますとおり、変更する農地の筆数は、計画への編入が21筆、計画からの除外が23筆、農業を担う者の変更が624筆、合計で668筆となります。

この主な変更理由としましては、まず、編入については、国の補助事業の要件を満たす必要性や、協議の場における地域の意向などにより計画に編入するもので、除外については、農業委員会による非農地判断や農地転用の許可、協議の場における地域の意向により

計画から除外するものです。

また、農業を担う者の変更については、利用権の設定を受ける耕作者の変更や、相続による所有者の変更などによるものです。

次に、2ページから6ページをご覧ください。

先ほどご説明した変更に伴い、地域計画の区域の状況について、農用地等の面積や農業を担う者の人数を変更するもので、変更内容として、地域ごとに変更前と変更後の数値を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

このほか、これらの変更に伴い、地域農業の現状及び課題、農用地の集積率を変更しており、この変更をはじめ、このたび変更するすべての箇所について、別紙の地域計画の案に赤字で記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上が変更内容の説明になりますが、このたびの変更は、地域計画の実現に支障はないものと見込んでおり、計画を変更するための要件は全て満たしているものと考えております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会のほか、農協・土地改良区などの関係機関から意見をお伺いした後、法律第19条第7項の規定により、計画の変更案を2週間公告、縦覧した後、令和8年10月1日付で計画を変更する予定としております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

それでは、議案第44号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号について採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第44号は原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

続きまして、議案第45号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について」は、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」の番号1番から番号13番までの1議案13件です。

それでは、議案第45号、番号1番から番号13番までの13件を一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

1ページの議案第45号は、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、「市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」となっており、同法第19条第3項の規定において、「市町村は、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっていることから、周南市長より農用地利用集積等促進計画の案についての意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただいた上で、農業委員会の意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田です。

議案第45号について、説明させていただきます。

このたびの議案は、山口県農地中間管理機構の求めにより、市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙の計画案をご覧ください。

このたび、利用権を設定しようとする土地の筆数は、徳山地区が1番から6番までの9筆、鹿野地区が7番から13番の11筆、合計20

筆となります。

このうち、表の一番右側の欄に、借受人が記載されているものが、機構が耕作者へ転貸する２段階方式によるもので合計２筆、その他１８筆は、一括方式によるものです。

この計画の案については、本日いただいた意見を添えて、農地中間管理機構へ提出し、これを基に、機構が計画を策定したものを、市が１０月１日付で認可・公告する予定としております。

なお、機構から耕作者への転貸に係る計画については、県知事が１２月２５日に認可する予定としております。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

それでは、議案第４５号、番号１番から番号１３番までの１３件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第４５号、番号１番から番号１３番までの１３件について採決を行います。

本１３件について原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第４５号、番号１番から番号１３番までの１３件は、原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農業振興課職員退席）

続きまして、議案第４６号「農地法第３条第１項の規定による許可

原田事務局次長	申請について」、番号 1 番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 原田事務局次長 2 ページの議案第46号は、1 議案 3 件です。 番号 1 番についてご説明いたします。 所在、地目は記載のとおりで、田 6 筆の面積が4,785平方メートルの農地です。 権利移動は所有権移転で、不動産登記上の所有者は死亡しており、その法定相続人 4 名の譲渡人はそれぞれ遠方に居住しており管理が困難なため譲り渡すものです。 譲受人は、以前から申請地で水稻を栽培しており、この度、譲渡人から申出があったため譲り受けるものです。 農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。
議長（山下会長）	以上でございます。 ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
9 番・佐伯信治委員	佐伯信治委員 9 番、佐伯信治です。 議案第46号、番号 1 番について補足説明いたします。 8 月25日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。 申請内容については、事務局からの説明のとおりです。 現況は、ほ場整備が完了している地区で、既に作付けがされ、畦畔等も草刈りがされており、収穫を待つ状態でした。 後日、譲受人と電話で、内容確認をしました。 譲受人は、申請地を以前より借り受けており、これまで継続して耕作され、大型の農機具等も所有されており、地域の農業に積極的に取り組んで来られました。 譲渡人は、相続関係が整理されたことにより、譲り渡したいとの

議長（山下会長）

ことです。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号1番は、許可と決定いたします。

原田事務局次長

続きまして、議案第46号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が494平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は現在耕作しておらず、今後も耕作の予定がないため譲り渡すものです。

譲受人は、果樹、野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河口委員

11番・河口委員

11番、河口です。

議案第46号、番号2番について補足説明いたします。

8月26日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

現況は、荒地でしたが、不要な木々は伐採され、草刈りもされて
いました。

譲渡人は、申請地を当分の間耕作しておらず、今後も耕作の予定
がないことから、譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、家族で季節野菜やイチジクやブドウを栽培したとのこ
とでした。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第46号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第46号、番号2番は、許可と決定い
たします。

続きまして、議案第46号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が1,839平方メートル
の農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は耕作が困難で農業後継者もい

ないため譲り渡すものです。

譲受人は、水稻を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

19番・有馬委員

19番、有馬です。

議案第46号、番号3番について補足説明いたします。

8月21日に推進委員2名、事務局職員と私の4名で現地確認を行いました。

譲受人、譲渡人とは、9月6日に電話にて意思確認をしました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地の地目は2筆とも田です。

作物は植えられていませんでしたが、草刈りがさせており、適切に管理がされていきました。

譲受人は、定年退職後、農業関連の仕事をしながら経営規模を拡大することで、トラクターやコンバイン等の農機具も所有されていきました。

今回、譲渡人からの申出があり、応じることにしたとのことで、今後は水稻を中心に、野菜等も栽培するとのことです。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第46号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

神本次長補佐

議案第46号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第46号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

4ページの議案第47号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市湯野支所から北西へ約1,580メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

この申請地につきましては、周南市長より農用地区域から除外することについての意見聴取があったので、令和8年7月10日に開催の第7回総会における議案第32号の番号2番として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和8年8月21日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請人は、高齢で事業継承者も不在のため、農地としての維持ができないため、植林により管理をしようとするものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、申請人は、自己所有地であっても、農地法の手続きを行う必要があることを知らず、何もせずに令和4年4月以降にクヌギを植林されており、この無断転用を追認するか否かの事案となります。

す。

無断転用については、申請書に顛末書が添付されており、申請人は反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今、説明のありました、第7回総会における農用地区域除外の意見徴収についての議案第32号、番号2番の審議の際に、地区担当農業委員から現地調査の結果等の説明がありましたので、本件についての地区担当農業委員からの説明は省略いたします。

それでは、ただ今の議案第47号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第47号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

5ページの議案第48号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大河内市民センターから東へ約610メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公

図、排水計画図、土地利用計画図、施設の平面図・立面図は参考資料の6ページから13ページのとおりです。

この申請地につきましては、自己用住宅を建設するため、周南市長より農用地区域から除外することについての意見聴取があったので、令和8年7月10日に開催の第7回総会における議案第32号の番号1番として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和8年8月21日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今、説明のありました、第7回総会における農用地区域除外の意見徴収についての議案第32号、番号1番の審議の際に、地区担当農業委員から現地調査の結果等の説明がありましたので、本件についての地区担当農業委員からの説明は省略いたします。

それでは、ただ今の議案第48号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号1番は、許可相当と決定

神本次長補佐

いたします。

続きまして、議案第48号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、高水駅から北へ約580メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の14ページから18ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地にあたる第3種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積429.23平方メートル、パネル枚数196枚を設置するもので、発電出力は49.50キロワットが1基です。

譲渡人は、相続したものの農地の維持管理が困難であり、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河口委員

11番・河口委員

11番、河口です。

議案第48号、番号2番について補足説明いたします。

8月26日に推進委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地は、変形田で、水はけが悪い状況でした。

譲渡人は、相続をしましたが、兼業農家であるため、本業との兼ね合いで、耕作や草刈り等の維持管理が困難であり、後継者もないことから、譲受人の提案を受けることにしたとのことでした。

譲受人は、申請地の購入価格が安価であり、平坦な土地なので、太陽光発電事業に適しているため購入することにしたとのことでした。

土地の管理については、防草シートを全面に敷設するとともに、年2回の草刈り機で除草作業を行うとのことでした。

工事開始予定は、令和8年10月であり、太陽光発電設備の運用開始予定は令和9年1月とのことでした。

農地の売買契約後、地上権の権利設定を行い、中国電力株式会社が責任主体として、適切に管理・対応を行います。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第48号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

議長（山下会長）

神本次長補佐

申請地は、周南市久米支所から北へ約850メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画は参考資料の19ページから24ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、代表を務める法人の事業用の駐車場とするため、申請地を購入し、19台分の従業員・来客用の駐車スペースを整備するものです。

譲渡人は、高齢で耕作が困難なため、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

農地転用後は駐車場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

この申請地につきましては、令和8年4月10日に開催の第4回総会における議案第18号の番号7番として農地法第3条第1項の許可申請を審議・決定し、農地等の権利移動の許可をしましたが、譲受人が代表を務める法人の事業の実施にあたり、駐車場の整備が必要となったため、無断で、土砂を搬入し重機による整地が行われていたところを、7月中旬に、地区担当の農地利用最適化推進委員が農地パトロールの際に発見し、事務局に通報があったので、事務局の是正指導により、進められていた工事を中断し、農地法第3条第1項の許可処分の取消申請がされ、令和8年8月10日開催の第9回総会の議案第40号、番号1番として審議・決定し、農地等の権利移動の許可処分を取り消したものです。

本件は、この無断転用を追認するか否かの事案となります。

この無断転用については、委任を受けた行政書士から顛末書が提出され、譲受人は反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守することです。

また、以前にも、同一人の関係法人が、農地法関連の許可後に、取消しされた事案もあったことから、事業計画等を十分に精査され

議長（山下会長）

12番・兼重委員

た上で、慎重に許可申請の手続きをするよう注意・指導を行っております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

12番、兼重です。

議案第48号、番号3番について、現地調査の結果及び補足説明いたします。

8月27日に推進委員、事務局職員2名と私の4名で現地確認を行いました。

譲渡人及び譲受人とは、後日電話で意思確認を行いました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地は、山陽自動車道の北側に位置し、周南市久米支所から北へ約850メートルに位置し、側道に面した農地で、周囲を山林に囲まれています。

農地の内、約1,000平方メートルは既に真砂土で整地されており、残りは雑草や低木が繁茂している休耕された農地です。

譲渡人は高齢で、畑の管理ができないので、譲受人の申出により、老人福祉施設の駐車場として利用していただくことにしたとのこととです。

譲受人は、現在、当地区において、老人福祉施設を経営しており、この施設を拡張するにあたり、所有する既存駐車場の一部を利用するため、駐車場が不足するので、新たに駐車場用地を探していたところ、申請地を譲っていただけることになったとのこととです。

農地が約1,000平方メートルに渡り無断転用されていることについては、農業委員会事務局が工事の即時中止等の指導是正を行い、譲受人はこのことに対し、率直に従い善処し、深く反省し顛末書も提出しております。

また、残地の農地についても、駐車場として利用したいとのこと

です。

調査項目に従い、転用に問題はなく、また関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置や、農業上の能率性、総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても、特に問題はないと考えます。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第48号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第48号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請地は、熊毛総合支所から北西へ約650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、施設の平面図・立面図は参考資料の25ページから31ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内的の農地にあたる第3種農地に該当します。

借受人は、自己用住宅を建設するため、申請地を貸付人から借り

受けようとするものです。

貸付人は、孫夫婦が近隣に自己用住宅を建設したいと希望しているため、農地の一部を貸すことにしたものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林正彦委員

5 番・林正彦委員

5 番、林正彦です。

議案第48号、番号4番について補足説明いたします。

8月28日に推進委員、事務局職員と私の3名で現地確認を行いました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地の現況は、地目が田ですので、水稻が栽培されていました。

貸付人にお会いし、現地は毎年継続して水稻を栽培していますが、この度、孫夫婦が親の家近くに家を建てたいと希望しているため、収穫後に住宅用地として貸し出すことにしたとのことでした。

調査項目に従って調査しましたが、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第48号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号、番号4番は、許可と決定いた

します。

続きまして、議案第49号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番から番号3番までの3件は、譲受人、転用目的及び変更理由が共通していますので、一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

7ページの議案第49号は1議案3件です。

番号1番から番号3番までの3件についてご説明いたします。

番号1番は、令和8年第5回総会の議案第24号、番号1番としての審議を経て、令和8年7月16日付け指令周農委5条許可第8号として許可したものに関連します。

今回の変更承認申請は、当初、設置予定であった太陽光パネルが生産終了になったことに伴い、別仕様の太陽光パネルを設置するように事業計画を見直したため、パネル設置面積を429.22平方メートルに、パネル枚数を196枚に、工事期間を許可後から1年までに変更したいとの申請です。

番号2番は、令和8年第5回総会の議案第24号、番号2番としての審議を経て、令和8年7月16日付け指令周農委5条許可第9号として許可したものに関連します。

今回の変更承認申請は、番号1番同様、当初、設置予定であった太陽光パネルが生産終了になったことに伴い、別仕様の太陽光パネルを設置するように事業計画を見直したため、パネル設置面積を429.22平方メートルに、パネル枚数を196枚に、工事期間を許可後1年までに変更したいとの申請です。

番号3番は、令和8年第4回総会の議案第19号、番号1番としての審議を経て、令和8年4月10日付け指令周農委5条許可第12号として許可したものに関連します。

今回の変更承認申請は、前の2件と同様に、当初、設置予定であ

った太陽光パネルが生産終了になったことに伴い、別仕様の太陽光パネルを設置するように事業計画を見直したため、パネル設置面積を429.22平方メートルに、パネル枚数を196枚に、また、当初、転用許可の対象としていなかった法定外公共物である水路の払下げが完了し、田として地番登記され、面積が確定したことから、この田1筆、11.00平方メートルを転用許可の対象に加え、転用許可面積を田4筆、1,642.00平方メートルに、同じく全体面積も1,642.00平方メートルに変更したいとの申請です。

これら3件の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第49号、番号1番から番号3番までの3件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号1番から番号3番までの3件について採決を行います。

本3件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号、番号1番から番号3番までの3件の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第50号「周南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

議案第50号についてご説明いたします。

これは、8月10日の委員全員協議会でご説明しましたとおり、3

年ごとに指針の見直しを行い、変更をするもので、委員全員協議会終了後、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様からのご意見はございませんでした。

別紙1がその変更案、別紙2が現行との新旧対照表でございます。

なお、委員全員協議会で説明した変更案に、事務局で体裁を整える等の簡易な修正をしましたので、その修正内容を、別紙3「委員全員協議会説明の変更案との比較表」に取りまとめております。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第50号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号について、採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

また、「てにをは」のような簡易な修正については、会長に一任をしていただきたいと考えますがご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第50号は原案のとおりとし、簡易な修正は会長の専決により行うことに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第82号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

10ページから13ページの報告第82号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしま

議長（山下会長）	したので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第82号を終わります。
藤井事務局長	続きまして、報告第 83 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長 14ページの報告第83号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。 今回は、1 件です。
議長（山下会長）	内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。 以上で、報告第83号を終わります。
藤井事務局長	続きまして、報告第 84 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 29 条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長 15ページの報告第84号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に書類を提出していただいているものです。 今回は 1 件で、農地法施行規則第29条第 1 号に規定された農業用施設等に転用するものです。
議長（山下会長）	内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。 説明が終わりました。

以上で、報告第84号を終わります。

続きまして、報告第 85 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

16ページ及び17ページの報告第85号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第85号を終わります。

続きまして、報告第86号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

18ページの報告第86号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に書類を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第15号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第86号を終わります。

続きまして、報告第87号「開墾等により新たに農地とする土地について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

19ページの報告第87号は、周南市農業委員会開墾等により新たに農地とする土地に係る事務処理要領の規定に基づき、耕作届の提出により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行し現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果を同要領第7条の規定により報告するもので、今回は1件です。

現地確認の結果、1筆、244.00平方メートルは非農地であると判断し、残り7筆、3,993.15平方メートルは農地であると確認したので、農地台帳に登載し、その旨を記載した現地確認通知書を交付しました。

以上でございます。

0議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第87号を終わります。

続きまして、報告第88号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

20ページ及び21ページの報告第88号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地

判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった16件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第88号を終わります。

続きまして、報告第89号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

22ページの報告第89号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は2件です。

判断の結果、2件すべて非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第89号を終わります。

続きまして、報告第90号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

23ページの報告第90号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第90号を終わります。

続きまして、報告第91号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

24ページ及び25ページの報告第91号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するかどうかの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は4件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第91号を終わります。

続きまして、報告第92号「土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

26ページの報告第92号は、安田地区において行われる予定の土地改良事業についてです。

土地改良法は、原則として、農用地の所有者ではなく耕作者等、即ち農用地につき権限に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、土地改良事業に参加する資格を有すると定めています。

このたび、耕作者等と所有者間で合意が整い、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、所有者が土地改良事業に参加する資格について農業委員会の承認を得るため、土地改良法施行令第1条の3第1項の規定に基づき、別紙「土地改良事業参加資格申出書一覧表」のとおり、所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出書11件が8月12日に提出されました。

この申出に当たっては、当事者間で合意が整っているとのこと、土地改良事業は、比較的長期間の事業であることや土地の区画形状の変更や換地処分など土地の所有権にかかわるものであることから、所有者が当該土地改良事業に参加することに問題はなく、事務局長専決により、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき当該申出を承認することを決定し、同条第3項の規定に基づきその旨を8月19日に公告するとともに、申出者及び耕作者等へ通知いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第92号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第10回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時55分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年9月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 林 正 彦

署名委員 市 川 進